

新型コロナワクチン追加接種（4回目）が始まりました

追加接種（4回目）について

対象者は、3回目の接種日から5か月以上を経過した以下の方です。

- ①60歳以上の方
- ②18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方
 - ※ ②の方は予防接種法上の努力義務の対象とされておりません。②の方で接種を希望される方は申請が必要です。追加接種（4回目）では、1～3回目接種と異なるワクチンを接種することが可能です（ファイザー社および武田/モデルナ社のワクチンとなります。）。



接種券は3回目接種日から5か経過する日を目途に発送いたします（①の方は全員、②の方は申請された方のみ）。接種券が届きましたら予約を行ってください。

インターネット予約にご協力ください。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021112600016/>



18歳以上59歳以下の基礎疾患のある方等を対象とした4回目接種券発送申込について

- 基礎疾患を有する方の接種券発行のインターネット申込
(接種券を迅速に発送するためインターネット申込にご協力ください。)
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=qgpKPGbl>



- 電話によるインターネット申込の代行入力
新型コロナウイルスワクチン接種相談センター（フリーダイヤル） ☎0120-966-216
平日 午前9時～午後7時、土曜日 午前9時～午後5時

- 郵送での申請
市役所（本庁舎・各支所）などで申請書を配布しております。

申請書送付先 〒040-0001 五稜郭町23番1号 総合保健センター
新型コロナウイルスワクチン接種 接種券担当



- 窓口での申請
新型コロナウイルスワクチン予約代行センター（五稜郭町23番1号 総合保健センター1階）

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、原油価格・物価高騰などに直面する方々の生活を支援する取組として、4年度から新たに住民税非課税となった世帯に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

なお、3年度分の非課税世帯もしくは家計急変世帯として、本給付金の対象となった世帯は対象外です。

給付対象世帯	支給手続き	支給時期
①住民税非課税世帯 ・6月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の4年度の住民税均等割が非課税である世帯	対象見込みの世帯には7月下旬以降順次、 確認書 （令和3年12月11日以降に転入した方がいる世帯は申請書）を送付しますので、内容をご確認のうえ返送してください。	確認書（申請書）受付後、約3週間後に支給
②家計急変世帯 ・令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯	申請が必要です。 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送で提出してください。	

- ※ ①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
- ※ 家計急変世帯の申請書は市役所本庁舎、各支所、函館市社会福祉協議会、ハローワークで配布しています。

支給額 1世帯あたり10万円（受給は上記①、②問わず1世帯につき1回限り）
お問合せ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係るコールセンター ☎0120-685-667
平日 午前9時～午後5時

※ 本市独自の制度として実施する「住民税非課税世帯等への物価高騰等緊急給付金」の支給については、別途お知らせいたします。